

【名誉会員の推薦に関する規則】

日本行動医学会会則 IV 会員資格 b) 名誉会員 に基づいて名誉会員の推薦について定めるものである。

(資格)

第 1 条 名誉会員の資格は次のいずれかの基準を満たしている者とする。ただし、推薦日において満 70 歳に達している者でなければならない。

1. 理事長、学術総会長を務めた者
2. 理事を 3 期以上務めた者
3. 行動医学に顕著な業績を残し名誉会員にふさわしいと認められる者

(推薦の手続き)

第 2 条 名誉会員の推薦にあたっては、理事長が理事の中から推薦委員 3 名を委嘱する。

1. 推薦委員は該当者の有無及び該当者の資格基準を検討し、その結果を理事会に提出する。
2. 理事会は推薦委員から提出された候補者について審議し、推薦の有無を決定する
3. 評議員会は理事会から推薦された候補者について審議し、名誉会員を推薦する。

(会費、学術総会参加費の免除)

第 3 条 名誉会員は本学会会費、学術総会参加費が免除される。

(付則)

1. この規則の変更は理事会の議決による
2. この規則は平成 28 年 10 月 17 日より施行する